

労働保険事務組合加入について

医師会業務の一環として労働保険事務取扱業務を行っております。

労働保険事務組合制度利用の特徴

※事務処理の軽減

委託事業主に代わって、公共職業安定所・労働基準監督署への事務手続きや労働保険料申告納付を致します。

※保険料の分割納付

年間保険料を3回に分割し、5月・8月・11月に振り込まれます社保診療報酬金より控除し、納付致します。

(事務組合に委託しない場合は、一定額を超えないと分割納付できません。)

※労災保険の特別加入

労災保険に加入することができない事業主及び家族従業員も、労災保険に特別に加入することができます。

※委託料

委託料は不要です。

雇用保険諸手続きについて

従業員の採用・退職に関し、雇用保険の資格取得届・資格喪失届を所轄の職業安定所に届けるように定められています。

従業員の採用・退職の場合は八幡医師会労働保険事務組合へご連絡をお願い致します。

なお、各種届出用紙は八幡医師会労働保険事務組合に準備しております。